

第26回茨城県実業団テニストーナメントA大会出場資格

平成23年12月
茨城県テニス協会
実業団委員会

- 1 平成24年2月1日現在、出場する会社または団体の社員（嘱託を含む。但し、雇用契約のある者）に限る。
アマチュアの外国籍選手およびプロフェッショナル（国籍を問わずJTA競技者規定により登録済みの選手）も含む。
また、実業団の子会社（親会社が資本金の20%以上を出資していること）から親会社に出向している社員も選手として出場することができる。
- 2 学生、パート、講師は出場資格を与えない。
- 3 同一会社または団体であれば関東地区内の他の事業所と合同でチームを編成することができる（補強）。但し、実業団団体戦で他県にエントリーした選手は除く。
- 4 アマチュアの外国籍選手およびプロフェッショナル（国籍を問わない）の扱い。
それぞれ、1対抗につき2ポイント（2組み）のみ出場できる。
3年以上日本に在住する外国籍選手については出場制限を設けない。
- 5 茨城県テニス協会に登録しているチームおよび選手。
- 6 茨城県実業団テニストーナメントB大会との重複出場は認めない。
- 7 前年度日本リーグに出場した選手は出場できない。但し、前年出場したチームの一員として、当年の日本リーグに出場しない旨宣言した場合を除く。
- 8 **女子チームについては、元社員・元職員の参加を1 ポイントに限り認める。**
- 9 男女共に、部長、監督、マネージャー各1名、選手4名以上9名以内でチームを編成する。
男女共、選手が部長、監督、マネージャーを兼務できる。
- 10 上記1～7項に違反した事が判明した場合、そのチームは当該年度の実業団大会出場資格を失う。大会中、チームの対戦が終了した後に判明した場合は、その対戦は終了したものとし、以後、失格する。関東大会への出場権を得た場合も失格とし、次順位のチームを繰り上げる。

以上